

会 則

北総線の運賃値下げを実現する会

<はじめに>

北総線は千葉ニュータウンの大動脈かつ唯一の鉄道であり、1時間以内で都心に到達でき、成田空港や羽田空港にも直結するなど、沿線住民にとって欠かすことのできない存在である。

このように重要な鉄道ではあるが、他の鉄道に比べ法外に高い運賃が沿線住民をはじめ利用者の生活に大きな影響を与えるとともに、沿線の発展を阻害する要因にまでなっている。

高運賃は、通学生を持つ家計を圧迫し、進学における選択肢をせばめ、就職活動においても支障を来し、病院通いもままならない状況を作り出している。また、千葉ニュータウンへの入居を阻害し、企業の進出を鈍らせ、不動産価格にまで影響を及ぼすなど地域社会への悪影響は計り知れないものがある。さらに庶民のささやかな楽しみである生活・文化活動をも妨げている。

「北総線の運賃値下げを実現する会」は、北総線を利用する通勤・通学者をはじめ、沿線住民が親しみを持って利用でき、ひいては地域社会の活性化が図られるよう、北総線運賃の適正化を求めて活動することを目的とする。

<名称>

第1条 この会は、「北総線の運賃値下げを実現する会」(以下「本会」という。)と称する。また略称を「北実会」とする。

<目的>

第2条 本会は、利用者の利便その他公共の利益を阻害している北総線の運賃値下げを実現することを目的とする。

<活動>

第3条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 毎月、定例会を開催し、会の運営・活動に関する重要事項について決定する。
- (2) 沿線住民の声を代弁し、関係各所に陳情・請願活動、要請活動、アピール活動を行い、必要ならば署名活動を行う。
- (3) 積極的に関係情報を収集し、北総線・成田新高速鉄道線を取りまく状況把握に努めると共に、経営上・法律上の諸課題の究明を行う。
- (4) 成田新高速鉄道開業に伴う線路使用料・近距離激高運賃などの社会的不公正を、いっそう解明し、広報活動、要請活動等を展開する。
- (5) 沿線住民に対し、広報活動を行うと共に、住民個人の生の声の関係各所に届くよう働きかけを行う。
- (6) 目的を同じくする沿線自治体、議会、議員、政党、沿線企業、住民等とも協力を図る。
- (7) 活動資金確保のため、募金、協賛金要請等を行う。
- (8) その他必要な活動を行う。

<事務所>

第4条 本会の事務所を、会長(または事務局長)宅に置く。

< 会員 >

第 5 条 本会の趣旨・目的に賛同する人・組織で、会費納入をもって会員とする。

< 会費 >

第 6 条 会員の年会費を 2000 円とする。

< 役員 >

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 若干名、会計 1 名、会計監査 1 名、事務局長 1 名 事務局次長若干名

第 8 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

< 会計 >

第 9 条 本会の運営は、会費、寄付金、協賛金、その他で賄う。

本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第 10 条 収支決算は、会計年度ごとに会計監査による監査を受け、総会に報告される。

< 総会 >

第 11 条 総会を年 1 回開催する。

第 12 条 総会は以下の事項を承認・議決する。

- (1) 活動報告・会計報告
- (2) 会則の改廃
- (3) 活動方針
- (4) 役員の選出
- (5) その他会長が必要と認める事項

第 13 条 会長が必要と認めるとき、臨時総会を開催できる。

< 役員会等 >

第 14 条 役員会等は必要に応じ開催し、緊急の意思決定をすることができる。その場合、次の定例会に報告し、承認を受けるものとする。

第 15 条 役員会・定例会等の召集は、会長がこれを行う。

< その他 >

第 16 条 この会則に規定されていない事柄については、役員会で検討・決定し、定例会に報告する。

附則 この会則は平成 11 年 10 月 13 日開催の推進委員会にて承認され、平成 11 年 10 月 1 日に遡り実施する。

平成 15 年 11 月 12 日改正。

平成 16 年 8 月 25 日改正。

平成 17 年 10 月 27 日改正。

平成 18 年 10 月 25 日改正。

平成 22 年 10 月 23 日改正。